# 任意団体 stand-up

## 会 則

第1条 本団体は

任意団体 stand up と称する

第2条 本団体は 東京都に団体本部をおき、東京を中心に活動を展開していくこと とする

#### 【目的】

要配慮者に寄り添った支援活動を行っていくことで、要配慮者が暮らしていく中で、毎日の暮らしにメリハリをつけてもらうこと。また、障害者の企業就職を促進して行くことで、誰もが「住みやすい社会・街づくり」の実現を目指す。

2024年(令和6年)4月1日設立

第3条 当団体は上記に記したように、要配慮者へのサポート・支援。それに加え、 災害発生後の対応・対策を行っていくことで、誰もが暮らしやすい街づくり、 そして、災害発生・発生後の対応・対策を講じることで、社会創生に寄与す ることができるのではないかと考えます。

第4条 当団体は、前項の目的を達成するために、

- (1) 高齢者・障害者の日中(生活面)活動のサポート・支援
- (2) ヤングケアラー達のサポート・支援(相談に乗っていくことから)
- (3) 自然災害への対応「復旧・復興/感染症」対策
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事項
  - ・特にヤングケアラーに対しては、現代社会において、周知させることが急がれます。よって、広報部門を設置して、現代社会の流れに沿った、ネットを介して拡散していくことが大事と考えます。

第5条 当団体のメンバーは以下のものとする。

- (1) 正会員 は当団体の目的に賛同して積極的に運営に 参画する個人及び団体
- (2) 賛助会員は 当団体の目的に賛同して援助を行う個人及び団体

第6条 会員として入会する者は、理事長が別途定めた、入会申込書に必要事項を記入の上、理事長に提出、承認を得るものとする。

第7条 入会金及び会費

 入会費
 0
 円

 正会員
 0
 円

 賛助会員
 0
 円

第8条 本会員は、正規の理由を記入した、退会届を理事長に提出し、任意にて退会することができる。

ただし総会で承認を得るものとする。

- 2. 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
- (1) 会員(本人)が死亡したとき。
- (2) 除名処分を受けたとき。
- (3) 会費を長期間に渡って滞納した場合。
- (4) その他の要件については、代表に承認が必要である。

### 第9条 本団体に次の役員を置く

- (1) 代表理事 / 1名
- (2) 理 事 / 1名

事務局長/1名 事務員/2名

適正な資産運用計画書の作成。団体の資産の管理。

歳出歳入の管理、決算報告書の作成。

広報室長/1名 相談室長兼相談員/1名 ボランティア部門/数名

- ヤングケアラー支援
- •自然災害対応
- •高齢者•障害者

#### 第10条(職務)

- ▶代表は、団体を代表し全てにおいて、監査・監督しその業務を統括する。
- ▶理事は、代表を補佐し、これに事故あるとき、または欠席のとき、 その職務を代行する。
- ▶事務局長/適正な資産運用。計画書の作成。団体の資産の管理。 歳出歳入の管理、決算報告書の作成。
- ▶広報室長/SNS やオンラインを通して、情報の収集、発信。 災害発生時のマスコミへの対応。正確な情報の収集、発信。 の管理。
- ▶相談室長兼相談員/高齢者・障害者、ヤングケアラー等 支援が必要とされる人たちの相談受付。その後、案件によって、必要 サービス等の手続きを代行する。
- ▶ボランティア部門/
- ・ヤングケアラー/肉体的負担の軽減を図る面から、ヤングケアラーに 代わって、家事や介護の手助けを行う。
  - ・自然災害対応/発生後の避難所生活のサポート・支援 感染症の蔓延防止と対策
  - ・高齢者・障害者/日中(生活面)活動のサポート・支援
- 第11条(解任)役員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員総会の議決により、これを解任することができる
  - 2. 心身の故障により、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

第12条(総会)本団体の総会は、正会員をもって構成し、年に5回開催するものとする。

ただし、必要があるときは、臨時に開催できるものとする。

(会員の招集ができる/必要に応じて適時開催)

- 2. 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 会則の変更
- (2) 合併/解散
- (3) 事業内容の見直し/変更
- (4) 収支報告及び事業報告 活動の成果・進捗状況
- (5) 役員の改選及び解任事項
- (6) その他 団体運営に関する重要事項
- 3. 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することはできない。

#### 第13条 総会の方法、また議事録の作成方法

特定の地域・場所に集まって行うのではなく、インターネットを介してオンラ イン上に て行うものとし、総会の様子又は総会において議決されたことについ

ては、各々が使用したP、Cにデータを保存とし、記録として残すものとする。

第14条 事務局長は、事業年度終了後、6か月以内に事業報告書、収支決算報告書を 作成し、代表に総会で承認を得なければならない。

第15条 事業年度/ 4月1日 から 翌年 3月31日

第16条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、代表が別途定める。

第17条 この会則は、総会において、出席者(会員)の3分の1以上の承認がなければ 変更できない。

#### 【附則】

団体運営は、本来会則の各条文の規定に従って、決定していく必要がありますが 団体設立までに決定しておかなければならない、作成しなければならない事柄が間 あり、特別な条件下で決議、採決された役所として、下記の役職を設置、

委託した。

2.設立にあたって、助言・アドバイスを必要としたことから、

顧問 /1名

職務:自らの知識・経験を活かし、代表を補助し、団体設立に寄与するものとする。

この附則に記載されている文言は、変更・更新の必要はありません。

本会則は、

令和6年('24年)4月1日より施行する